

資料2 骨折・脱臼・打撲・捻挫以外の施術について 平成4年9月18日

平成4年9月10日

厚生省健康政策局医事課御中

衆議院議員 山口那津男

柔道整復師の施術について

日頃、柔道整復師の業務について健全な向上発展にご高配を賜りましてまことに有難うございます。

この度、柔道整復師の施術について、下記のことについてお伺いを申し上げます。

記

骨折・脱臼・捻挫・打撲に至らない状態であるものについて、柔道整復師が手技等その施術の範囲内の行為を行うことは差し支えないか。

平成4年9月18日

衆議院 山口那津男事務所 御中

厚生省健康政策局医事課

ご照会の件につきましては、別添のとおり回答いたしておりますのでよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

別 添

医事課回答：およそ人の健康に害を及ぼす虞のない行為の範囲で、柔道整復師がその業務の特色を生かした施術を行うことは、差し支えない。

アンダーライン 当会記